担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

（単位：百万円）

種類	貸出金残高		債務保証見返額	
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
当金庫預金積金	991	942	17	13
有価証券	94	79	—	—
動産	—	—	—	—
不動産	9,257	9,900	—	1
その他	—	—	—	—
計	10,344	10,923	17	14
信用保証協会・信用保険	11,423	11,590	—	—
保証	4,909	4,450	0	0
信用	15,422	16,148	—	—
合計	42,099	43,113	17	14

使途別貸出金残高

（単位：百万円、%）

種類	2017年度		2018年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	22,897	54.4	23,381	54.2
運転資金	19,201	45.6	19,731	45.8
合計	42,099	100.0	43,113	100.0

消費者ローン・住宅ローン

（単位：百万円、%）

種類	2017年度		2018年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
消費者ローン	2,498	14.7	2,482	14.4
住宅ローン	14,505	85.3	14,726	85.6
合計	17,003	100.0	17,209	100.0

業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

（単位：先、百万円、%）

業種区分	2017年度			2018年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	57	984	2.3	51	913	2.1
農業、林業	11	188	0.5	14	153	0.4
漁業	1	2	0.0	2	11	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—
建設業	206	3,332	7.9	195	3,486	8.1
電気・ガス・熱供給・水道業	7	145	0.3	8	170	0.4
情報通信業	2	124	0.3	2	137	0.3
運輸業、郵便業	14	1,681	4.0	15	1,665	3.9
卸売業、小売業	284	5,636	13.4	276	5,522	12.8
金融業、保険業	10	1,249	3.0	10	1,300	3.0
不動産業	60	2,672	6.4	61	3,221	7.5
物品賃貸業	1	317	0.8	2	354	0.8
学術研究、専門・技術サービス業	5	55	0.1	6	55	0.1
宿泊業	17	674	1.6	18	632	1.5
飲食業	89	623	1.5	79	563	1.3
生活関連サービス業、娯楽業	34	426	1.0	31	495	1.1
教育、学習支援業	5	18	0.0	5	26	0.1
医療、福祉	60	2,292	5.4	58	2,143	5.0
その他のサービス	91	1,508	3.6	91	1,588	3.7
小計	954	21,934	52.1	924	22,443	52.1
国・地方公共団体等	6	2,678	6.4	7	2,945	6.8
個人	3,338	17,486	41.5	3,304	17,724	41.1
合計	4,298	42,099	100.0	4,235	43,113	100.0

（注）業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

リスク管理債権の状況

信用金庫法第89条に基づくリスク管理債権は次の通りとなっています。

リスク管理債権の引当・保全状況

（単位：百万円、%）

区分		残高（A）	担保・保証額（B）	貸倒引当金（C）	保全率（B+C）/（A）
破綻先債権	2017年度	26	12	14	100.00
	2018年度	48	17	31	100.00
延滞債権	2017年度	1,712	1,271	367	95.67
	2018年度	1,581	1,199	307	95.27
3ヵ月以上延滞債権	2017年度	41	32	0	79.52
	2018年度	4	2	0	59.51
貸出条件緩和債権	2017年度	215	101	2	48.50
	2018年度	199	95	1	48.46
合計	2017年度	1,995	1,417	384	90.31
	2018年度	1,834	1,314	340	90.21

（注）1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（未収利息不計上貸出金）のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
①更生手続開始の申立てがあった債務者　②再生手続開始の申立てがあった債務者　③破産手続開始の申立てがあった債務者
④特別清算開始の申立てがあった債務者　⑤手形交換所等による取引停止処分を受けた債務者
2.「延滞債権」とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
①上記「破綻先債権」に該当する貸出金　②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3.「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上遅延している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6.「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
7.「貸倒引当金」については、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、貸借対照表の残高より少なくなっております。
8.「保全率」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

金融再生法に基づく資産査定結果

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づいた資産査定結果は次の通りとなっています。

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全状況

（単位：百万円、%）

区分		開示残高（a）	保全額（b）	担保・保証等による回収見込額（c）	貸倒引当金（d）	保全率（b）/（a）	引当率（d）/（a−c）
金融再生法上の不良債権	2017年度	1,995	1,802	1,417	384	90.31	66.56
	2018年度	1,834	1,677	1,336	340	91.40	68.36
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2017年度	414	414	246	167	100.00	100.00
	2018年度	344	344	218	125	100.00	100.00
危険債権	2017年度	1,325	1,251	1,037	214	94.41	74.29
	2018年度	1,286	1,211	997	213	94.19	74.11
要管理債権	2017年度	256	137	133	3	53.50	2.59
	2018年度	204	121	119	1	59.40	2.04
正常債権	2017年度	40,164					
	2018年度	41,336					
合計	2017年度	42,160					
	2018年度	43,171					

（注）1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3.「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。
5.「金融再生法上の不良債権」における「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。